

公益財団法人ふくい女性財団賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふくい女性財団（以下「財団」という。）の事業を円滑に推進するため、定款第51条第2項に基づく賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 会員は財団の目的に賛同する個人、法人およびその他の団体で、理事長の承認を得るものとする。

(入会手続)

第3条 会員の申込みは、入会申込書（様式1号）を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福井県に「ふくい女性活躍推進企業」に登録された企業は、企業会員になることができる。

(会 費)

第4条 会員の会費は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|----|----|---------|
| (1) 県域法人および団体 | 1口 | 年額 | 10,000円 |
| (2) 地域法人および団体 | 1口 | 年額 | 5,000円 |
| (3) 個人 | 1口 | 年額 | 3,000円 |

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

3 第3条第2項の企業会員は、当面、会費の納入を要しない。

(会費の納入)

第5条 会費の納入は、原則的に毎年5月末日までに、また年度途中に入会したい場合は、入会時とする。

(退 会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出するものとする。

2 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成25年3月19日改正（第4条）

附 則

平成29年3月31日改正(第3条第2項、第4条第3項)

附 則

令和元年11月20日改正(第4条第1項(3)、第5条)